

平成 22 年度診療報酬改定

－検査に関わる変更点の解説－

東條 尚子

東京都教職員互助会 三楽病院 臨床検査科部長/日本臨床検査医学会 保険担当理事

平成 22 年度の診療報酬改定が 3 月 5 日に厚生労働省から告示され、4 月 1 日から適用された¹⁾。ここでは、今回の診療報酬改定の概要と、検査にかかわる改定の留意点を中心に述べる。

I. 平成 22 年度診療報酬改定の概要

平成 22 年度の診療報酬改定は、民主党の衆議院選挙におけるマニフェストに医療サービスの向上、医療費への財源投入が示され、診療報酬の 10%程度の引き上げが期待された。しかし、最終的には圧縮され、医療費全体改定率で 10 年ぶりのネットプラス改定ではあったものの、その改定率はわずかに+0.19% (約 700 億円) であった。その

内訳は、診療報酬本体が+1.55% (約 5,700 億円)、薬価等引き下げ分が▲1.36% (約 5,000 億円) である (Table 1)。

重点課題として、1. 救急、産科、小児、外科等の医療の再建、2. 病院勤務医の負担の軽減 (医療従事者の増員に努める医療機関への支援) が取り上げられた。また、改革の視点として、I. 充実が求められる領域を適切に評価していく視点、II. 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を実現する視点、III. 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点、IV. 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点の 4 つの視点と、後期高齢者医療の診療報酬についてが挙げられている。

Table 1 平成 22 年度診療報酬改定について

全体改定率	+0.19% (約 700 億円)
診療報酬 (本体)	+1.55% (約 5,700 億円)
医科	+1.74% (約 4,800 億円)
歯科	+2.09% (約 600 億円)
調剤	+0.52% (約 300 億円)
薬価等	▲1.36% (約 5,000 億円)

II. 検査に関わる改定点

「視点Ⅲ－1 質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について」で「検体検査の評価の充実について」の項目があり、「検体検査の質の確保や迅速化について重点的な評価を行う」として検体検査管理加算

(Ⅳ)の新設、外来迅速検体検査加算の評価の引き上げが行われた。また、人手のかかる検査等の評価(医療技術評価分科会)として細菌培養同定検査など約20項目の見直し・増点が行われた。さらに、DPCにおける調整係数の段階的廃止・新たな機能評価係数の導入の方向の中で、検体検査管理加算が機能評価係数として取り上げられたことも大きな変化であった。従来同様に「市場実勢価格等を踏まえ」、減点となった項目もあるが、全体として、臨床検査については診療報酬上かなりの評価が得られたといえる。

A. 新設された項目

新設された項目を**Table 2**に示す。このうち、代表的なものを解説する。

1 検体検査管理加算(Ⅳ)の新設

検体検査管理加算はこれまで(Ⅰ)から(Ⅲ)の3種類であったが、これに加えて検体検査管理加算(Ⅳ)500点が新設された。「特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められる。こうした検査の質を担保する観点から、より充実した体制で検体検査を実施する場合の評価を新設する。」とされている。検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準は、従来の検体検査管

理加算(Ⅲ)の要件に加えて、常勤の臨床検査技師が10名以上配置されていることが加わったものである。

2. 検体検査管理加算の機能評価係数による評価

これまで、DPC病院では検体検査管理加算が直接的に算定できなかったが、今回、機能評価係数Ⅰで評価されることになった。検体検査管理加算(Ⅰ)から(Ⅳ)の係数は、それぞれ0.0011、0.0027、0.0081、0.0135であり、他の係数と比較しても非常に高く評価されている。特に検体検査管理加算(Ⅳ)の係数は高く、算定できる病院では病院収入に大きく貢献できる。

3. 幼児加算の新設

3歳未満の小児に係る生体検査に加え、3歳以上6歳未満の小児についても幼児加算の対象となるよう新設された(**Table 3**)。ただし、新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く)の加算対象とは対象範囲が異なり、限定されている。

B. 増点された項目

増点された項目を**Table 4**に示す。人手のかかる検査等の評価(医療技術評価分科会)として、骨髄像、染色体検査、遺伝学的検査、結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- γ 、リンパ球幼若化検査、微生物検査が増点された。また、採血料については2点増点された。

Table 2 平成 22 年度診療報酬改定で新設された検査項目

区分番号	検査項目、加算	点数
D004 7	涙液中総 IgE 定性	100
D006-7	サイトケラチン (CK) 19mRNA	2,000
D006-7	UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,000
D007 35	MDA-LDL	200
D008 13	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)	160
D009 7	尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量	160
D014 21	IgG4	400
D015 18	ヒト TARC	200
D017 1 注	排泄物・滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの 集菌塗抹法加算	32
D023 6	HPV 核酸同定検査	360
D026 注 3 二	検体検査判断料 検体検査管理加算 (IV)	500
第 3 節 通則 2	生体検査料 幼児に対する生体検査 (除外項目あり) の加算	15/100
D206 注 3	血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査	300
D210-3	埋込型心電図検査	90
D211 注 3	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査 連続呼気ガス分析加算	100
D211-2	喘息運動負荷試験	800
D215 3 二	心臓超音波検査 胎児心エコー法	1,000
D217 1 注	骨塩定量検査 DEXA 法による腰椎撮影 大腿骨同時撮影加算	90
D231-2	皮下連続式グルコース測定 (一連につき)	700
D235-3	長期脳波ビデオ同時記録検査 (1 日につき)	700
D236 4	脳誘発電位検査 (脳波検査を含む) 聴性定常反応	800
D258-2	網膜機能精密電気生理検査 (他局所網膜電位図)	500
D269-2	光学的眼軸長測定	150
D291-3	内服・点眼誘発試験	1,000
D298-2	内視鏡下嚥下機能検査	600
D317-2	膀胱尿道鏡検査	890
D404-2 注	骨髄生検 乳幼児加算	730 100

D409-2	センチネルリンパ節生検	
1	併用法	5,000
2	単独法	3,000
D414-2	超音波内視鏡下穿刺吸引生検法 (EUS-FNA)	4,000
D417	組織試験採取、切除法	
13	心筋	5,000
D419	その他の検体採取	
4	前房水採取	350

Table 3 生体検査の小児加算

	改定前	改定後
新生児	60/100 加算	60/100 加算
3 歳未満	30/100 加算	30/100 加算
3 歳以上 6 歳未満	加算なし	15/100 加算 (D200-D242 に限る。除外あり)

Table 4 平成 22 年度診療報酬改定で増点された検査項目

区分番号	検査項目	改定前	改定後
第 1 款 通則 3	外来迅速検体検査加算 (5 項目を限度)	5/項目	10/項目
D005 14	骨髄像	500	880
D006 2	プロトンピン時間*	15	18
D006-4	遺伝学的検査	2,000	4,000
D006-5	染色体検査(すべての費用を含む)	2,000	2,600
D015 24	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- γ ^s	420	600
D016 6	リンパ球幼若化検査 (一連につき)	290	350
D017	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査		
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	32	42
3	その他のもの	25	40
D018	細菌培養同定検査		
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	130	140
2	消化管からの検体	130	140
3	血液又は穿刺液	130	150
4	泌尿器又は生殖器からの検体	120	130

5	その他の部位からの検体	110	120
6	簡易培養検査	55	60
注	嫌気性培養加算	70	80
D019	細菌薬剤感受性検査		
1	1菌種	130	140
2	2菌種	170	180
3	3菌種以上	220	230
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	120	130
D020	抗酸菌分離培養検査		
1	抗酸菌分離培養検査 1 ^{&}	150	200
2	抗酸菌分離培養検査 2 ^{**}	140	180
D021	抗酸菌同定検査（種目数にかかわらず一連につき）	280	290
D022	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく） 注 4 薬剤以上使用した場合に限り算定する ^{\$\$}	230	300
D235	脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む）	500	600
D239 2	誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む）（1神経につき）最大 450 点 ^{&&}	250	150
D302	気管支ファイバースコープ	1,500	2,500
D310 1	小腸ファイバースコープ ダブルバルーン内視鏡によるもの	2,000	3,000
D317	膀胱尿道ファイバースコープ	900	950
D400 1	血液採取 静脈	11	13
D415	経気管支肺生検法	3,300	4,000

* プロトロンビン時間測定から名称変更

\$ 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロナー γ 測定から名称変更

& 液体培地を使用するもの

** 液体培地以外

\$\$ 抗酸菌薬剤感受性検査 3 薬剤以下は算定できなくなった。

&& 誘発筋電図、改定前は（1連につき）とされ、実施神経数に関係なく 250 点であった。

1. 外来迅速検体検査加算の引き上げ

外来迅速検体検査加算が5点/項目(最大5項目まで)から10点/項目(最大5項目まで)に増点された。平成18年の診療報酬改定時に本加算が新設されたが、当時は1項目1点であった。平成20年の診療報酬改定で1項目5点に増点され、今回で2回連続しての増点となった。迅速検査を行っている施設には大きな増収となる。当日の検査結果に基づく診療が可能になることにより、外来診療の充実や来院回数の削減、緊急の対応を要する病態の重症化回避など、外来迅速検体検査管理加算の臨床的価値が高く評価されたものといえる。

C. 減点された項目

検体検査の実施料について、診療報酬改定時に衛生検査所等調査による実勢価格に基づいて、これまでと同様に見直すこととされた。また、医療機器の価格等に基づく検査の適正化として、眼科学的検査、聴力検査、内視鏡検査の一部の実施料が削減された(Table 5)。

D. その他の改定点

1. チーム医療における臨床検査技師の関与の評価

多職種からなるチームによる取り組みの評価として、「栄養サポートチーム加算(200点(週1回))」が新設された。施設基準の構成員は、栄養管理に係る所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士が専任(うち1名は専従)であることとなっ

ている。臨床検査技師が配置されていることが望ましいとされた。

また、医療安全対策の充実として、「感染防止対策加算(入院初日)(100点)」が新設された。算定要件として、「3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師」がチームの構成員として必要である。

2 検体検査名称の見直し

前回の改定に引き続いて、診療報酬上の検体検査の名称が、医療の高度化に伴って一部古い名称になっているものがあり、297項目で名称が整理された。変更の主な対象は、「精密測定」という名称を削除したこと、定量検査は定量との付記をやめ、定性・半定量検査、〇〇(定性検査)または〇〇(半定量検査)と表記すること(付記のない項目は、定量検査を行った場合のみ当該検査の所定点数を算定)、〇〇測定、〇〇検査の、「測定」、「検査」の付記を原則としてやめること、尿検査は、尿〇〇または尿中〇〇と付記すること、糞便検査では、糞便中〇〇と付記すること。同項目で点数が異なる検査では測定法を(〇〇法)と付記することなどである。たとえば、「グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GTP)」は「アラミンアミノトランスフェラーゼ(ALT)」に、「前立腺酸フォスファターゼ精密測定」は、「前立腺酸ホスファターゼ抗原」に名称の見直しが行われた。また、「甲状腺自己抗体検査」は、「サイロイドテスト」と「マイクロゾームテスト」の2つに分割された。「複合凝固因子検査」は、「トロンボテスト」と「ヘパプラスチンテスト」の2つに分割された。

Table 5 平成 22 年度診療報酬改定で減点された検査項目

区分番号	旧検査項目名 (変更があったもののみ)	検査項目名	改定 前	改定 後
D003 9	ヘモグロビン及びトランスフェリン	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン	60	57
D005 6		末梢血液一般検査	22	21
D006 2	複合凝固因子検査*	トロンボテスト	29	18
D006 7		ヘパリン抵抗試験	29	28
D006 12		フィブリンモノマー複合体定性	100	95
D007 6	Cu	銅	24	23
D007 8		イオン化カルシウム	27	26
D007 10		ムコ蛋白	30	29
D007 11		ケトン体	32	31
D007 11		不飽和鉄結合能 (UIBC)	80	31
D007 11		総鉄結合能 (TIBC)	85	31
D007 16	GOT・アイソザイム	AST・アイソザイム	50	49
D007 19		コレステロール分画	60	57
D007 24		膵分泌性トリプシノービター (PSTI)	100	95
D007 24		乳酸脱水素酵素・アイソザイム 1 型	100	95
D007 24		アポリポ蛋白	120	110
D007 26		リポ蛋白 (a)	100	95
D007 33	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム (ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)	190	180
D007 39		ビタミン B ₁	290	270
D007 注		包括項目：5 項目以上 7 項目以下	100	95
D007 注		包括項目：8 項目又は 9 項目	109	104
D007 注		包括項目：10 項目以上	129	123
D008 7	レニン活性精密測定	レニン活性	115	110
D008 15		副甲状腺ホルモン関連蛋白フラグメント (C-PTHrP)	190	180
D009 3	前立腺酸ホスファターゼ精密測定	前立腺酸ホスファターゼ抗原	140	130
D009 5	CA19-9 精密測定	CA19-9	150	140
D009 11	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア定量 (HCG β コア定量)	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア (HCG β -CF)	210	200
D010 1		尿中糖分析	40	38
D012 6	TPHA 試験 (定量)	TPHA 試験	55	53
D012 20	マイコプラズマ抗原精密測定 (咽頭内)	マイコプラズマ抗原 (咽頭内)	180	170
D012 21		大腸菌抗原同定検査	190	180

D012 24	サイトメガロウイルス抗体価精密測定	サイトメガロウイルス抗体価	230	220
D013 3	HBs 抗原精密測定	HBs 抗原	95	90
D013 3	HBs 抗体価精密測定	HBs 抗体価	95	90
D013 7		HCV 構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	170	160
D013 注		包括項目：5 項目以上	520	494
D014 5		LE テスト	70	68
D014 7		抗核抗体価（蛍光抗体法）	120	115
D014 14		抗ミトコンドリア抗体	230	210
D016 3		モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査（一連につき）	220	210
D016 5		フローサイトメトリーの Two-color 分析法による赤血球検査	290	270
D244		自覚的聴力検査		
1		標準純音聴力検査、自記オーディオメータによる聴力検査	400	350
2		標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	400	350
D261		屈折検査	74	69
D263		矯正視力検査		
1		眼鏡処方せんの交付を行う場合	74	69
2		1 以外の場合	74	69
D264		精密眼圧測定	85	82
D265		角膜曲率半径計測	89	84
D298		嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー（部位を問わず一連につき）	620	600
D299		喉頭ファイバースコピー	620	600

※ 複合凝固因子検査は、トロンボテストとヘパラスチンテストに名称変更

Table 6 平成 22 年度診療報酬改定で経過措置となった項目

イ	区分番号 D001 の 3 に掲げるポルフィリン定性
ロ	区分番号 D001 の 3 に掲げるアミラーゼ (定性、半定量)
ハ	区分番号 D001 の 4 に掲げるビリルビン
ニ	区分番号 D001 の 5 に掲げるウロビリノゲン
ホ	区分番号 D003 の 1 に掲げる潜血反応検査
ヘ	区分番号 D003 の 2 に掲げる糞便中ウロビリノゲン
ト	区分番号 D005 の 11 に掲げる動的赤血球膜物性検査
チ	区分番号 D006 の 11 に掲げる全血凝固溶解時間測定 (Ratnoff 法等)
リ	区分番号 D006 の 11 に掲げる血清全プラスミン測定法 (血清 SK 活性化プラスミン値)
ス	区分番号 D007 の 1 に掲げる酸ホスファターゼ
ヲ	区分番号 D008 の 2 に掲げる 17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)
ワ	区分番号 D008 の 3 に掲げる 17-ケトステロイド (17-KS)
カ	区分番号 D023 の 5 に掲げる DNA ポリメラーゼ

E 経過措置となった項目

平成 22 年度の診療報酬改定で経過措置となった項目を Table 6 に示す。これらは、平成 24 年 3 月 31 日までに限り算定できる。

IV. おわりに

平成 22 年度の診療報酬改定では、全体として臨床検査についてはかなりの診療報酬上の評価が得られたといえる。当会や関連

団体が協調して活動を続けてきた成果の現れといえる。今後も引き続き活動を続けることが重要である。

文献

1) 厚生労働省 平成 22 年度診療報酬改定. 入手先<

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken12/index.html>, (参照 2017-02-01)